

オンライン資格確認の次は電子処方箋！

～いま、進めよう～

医療機関向け説明会

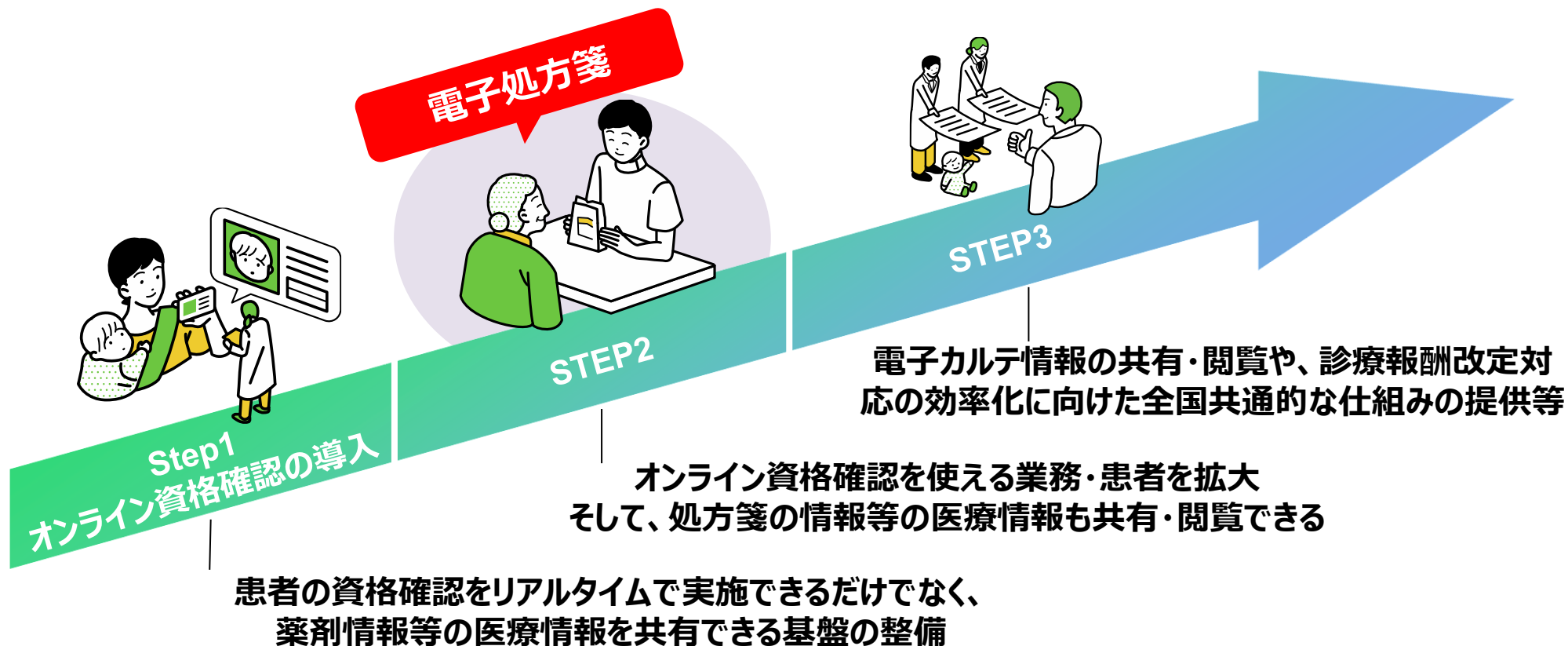
【医療機関の皆さまへ】

令和6年3月12日

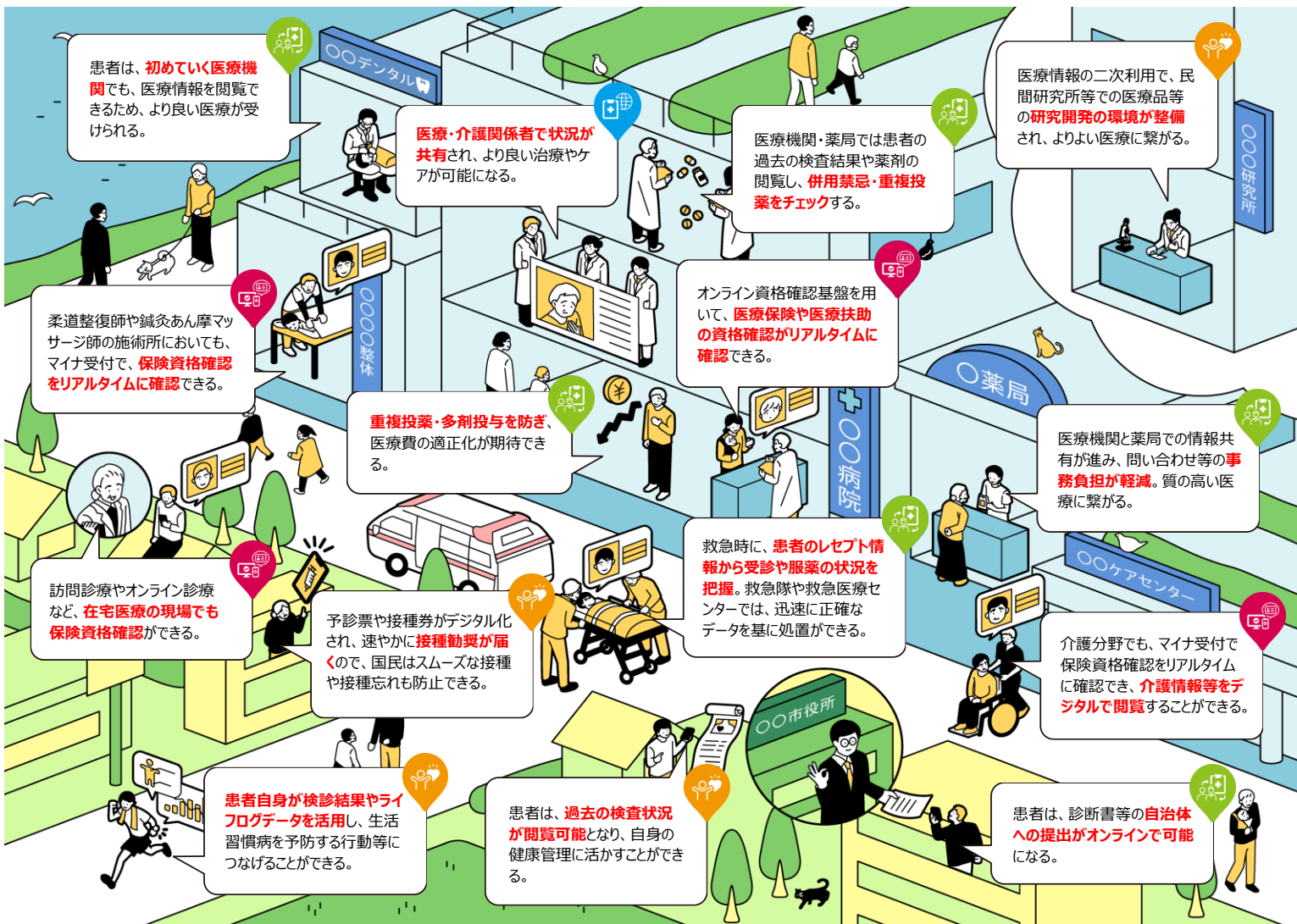
厚生労働省 医薬局

皆さまに導入いただいたオンライン資格確認の仕組みを活用し、医療DXが進んでいきます

- オンライン資格確認の導入にご協力いただき、ありがとうございました。
- オンライン資格確認の導入は医療DXの第一歩であり、今後、対象患者・医療業態の拡大や、処方箋等の医療情報の共有などに活用されていきます。



医療DXが進んだ世界では、医療の質の向上、業務効率化、国民の健康増進等が実現されます



医療DXが進んだ世界

医療DX（デジタルトランスフォーメーション）が進むことで実現する少し先の日常では、生活者のさまざまなところで色々なメリットを享受できるようになります。

-  **オンラインによる資格確認**
健康保険証や医療扶助の保険資格をオンラインで有効性確認が可能に
-  **医療データによる質の向上**
診療/薬剤情報や健診情報等を閲覧し、医療の質の向上へ
-  **医療DXによる業務効率化**
電子処方箋や電子カルテ情報の共有等によりシームレスなコミュニケーションへ
-  **データ活用による健康増進**
国民・患者が自身の医療データを閲覧・活用し、健康増進へ

例えば、今後は電子カルテの情報が他施設や患者と共有できるようになります

- 電子処方箋を導入いただくことで、他の医療機関のものを含む過去の処方情報や薬局が登録した調剤情報を日々の診療等に活用できるようになっています。
- 今後は、電子処方箋の処方情報や調剤情報だけでなく、電子カルテシステムで管理する傷病名やアレルギー、検査値等の医療情報や診療情報提供書等の文書情報（3文書6情報）も他の医療機関等と共有できるようになる予定です。
- 紹介状等の紙のやり取りが削減されるだけでなく、問診や患者の受入判断の効率化を図りつつ、他施設由来の病名・検査値等が参照できるようになり、医療の質向上の面でも期待ができます。

例) 電子カルテシステムの情報が共有されることによるメリット

印刷コストも減って
助かります！



紙の書類を削減

紙の処方箋原本の印刷が不要になるうえ、紹介状等も電子的にやり取りできるため、紙書類の大幅な削減につながります。

患者と必要な治療の話をする
のに時間を割けるように！



業務効率化

他施設由来の情報が閲覧できるようになることで、受け入れ可否の判断や問診にかかる時間を短縮できます。

もっと安心・安全に
薬を処方できます！



医療の質向上

処方時に、重複投薬・併用禁忌の確認に加え、病態禁忌や年齢別禁忌も確認しやすくなります。

健康に関心の高い患者の
ニーズにも応えられます！



患者の健康管理

マイナポータルでは、患者が、従来の保険者経由よりも早く健診結果を閲覧できるようになります。

本日は、電子処方箋をいま始めるべき理由や導入するためのポイント等についてご説明します

- 電子処方箋は、令和6年度にかけて公的病院でも導入が本格化し、拡大していく予定です。
- また、皆さまの導入を支援させていただくため、導入費用についての補助を拡充するだけでなく、令和6年度診療報酬改定において、電子処方箋を発行・調剤できる体制を有している施設への加算も新設されました。
- 本日は電子処方箋導入後の医療機関の業務内容や、医療機関の皆さまからよくいただくご質問等を中心に説明します。

令和6年度にかけて
公的病院等の導入が本格的に開始

電子処方箋の
導入費用についての補助を拡充

令和6年度は
電子処方箋が
進みます！※

国民向け周知を実施、
国民の電子処方箋の認知度が向上

診療報酬改定において電子処方箋
導入施設を評価する加算が新設予定

※詳細については令和6年3月5日の医療機関・薬局向け説明会の動画・資料もご覧ください。

電子処方箋等を導入し、質の高い医療を提供する施設に診療報酬点数の加算を行う予定です

- 中医協での議論を経て、電子処方箋等を導入し、質の高い医療を提供するための医療DXに対応する体制を確保している場合を評価する「医療DX推進体制整備加算」等を令和6年度診療報酬改定で新設することが予定されています。

令和6年度診療報酬改定の個別改定項目案（短冊）

医療 DX 推進体制整備加算の新設

オンライン資格確認の導入による診療情報・薬剤情報の取得・活用の推進に加え、「医療 DX の推進に関する工程表」に基づき、利用実績に応じた評価、**電子処方箋の更なる普及**や電子カルテ情報共有サービスの整備を進めることとされていることを踏まえ、医療 DX を推進する体制について、新たな評価を行う。

在宅医療における医療 DX の推進

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システム、**電子処方箋**及び電子カルテ情報共有サービスにより、在宅医療における診療計画の作成において取得された患者の診療情報や薬剤情報を活用することで質の高い医療を提供した場合について、新たな評価を行う。

周囲の医療機関等の導入を待つのではなく、積極的に導入をお願いします。

- ✓ 早期の導入により、システム事業者との調整がスムーズに進みます。
- ✓ （薬局の場合）早期に導入することで、周囲の医療機関が発行する電子処方箋の受付に対応でき、処方箋受付枚数の増加につながる可能性があります

※電子処方箋を発行・受付できる体制構築は令和7年3月31日までの間に限り、経過措置の対象となります。

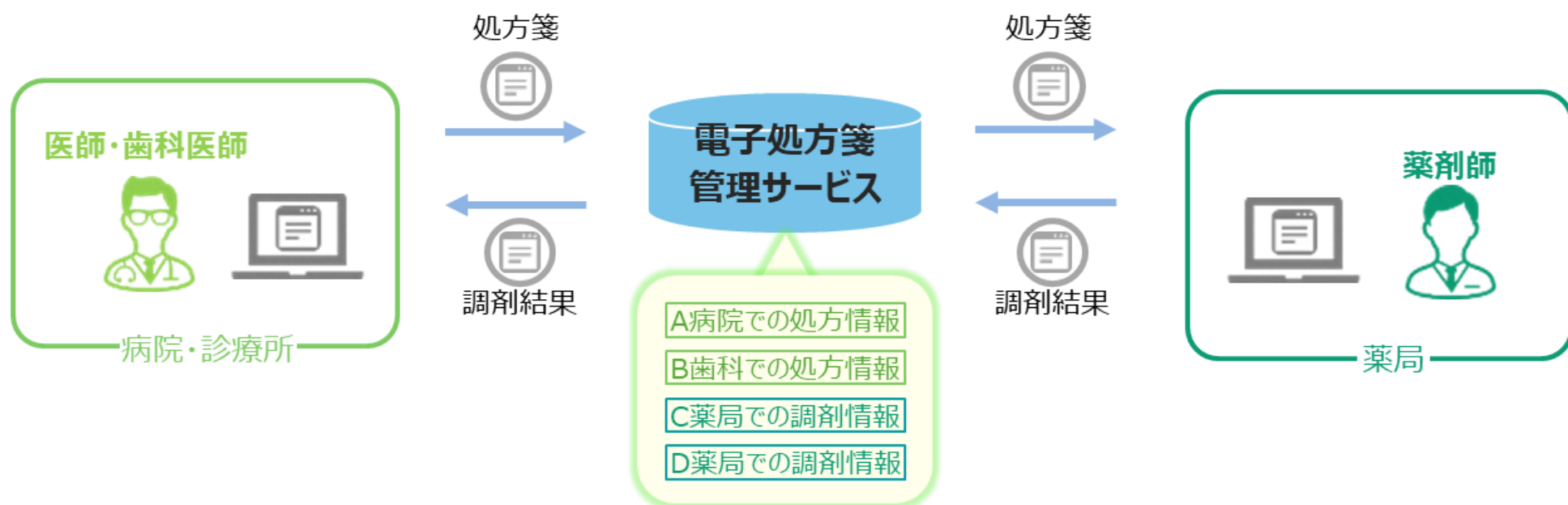
01

医療機関にとってのメリットとは？

実際の導入事例も併せてご説明します

(参考) 電子処方箋とは、「電子処方箋管理サービス」を通して処方箋をやり取りする仕組みです

- 電子処方箋とは、オンライン資格確認の仕組みを基盤とした「電子処方箋管理サービス」を通して、医師・歯科医師、薬剤師間で処方箋をやり取りする仕組みです。
- なお、電子処方箋管理サービスに登録される処方箋の情報は、リアルタイムで他の医療機関・薬局が閲覧でき、また、重複投薬や併用禁忌がないかのチェックなどに活用されます。



(参考) 紙の処方箋の場合でも、処方箋の情報が電子処方箋管理サービスに登録されます

- 患者が電子処方箋、または紙の処方箋のどちらを選択したかに関わらず、重複投薬や併用禁忌を確認できると共に、処方内容や調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録できます。

POINT

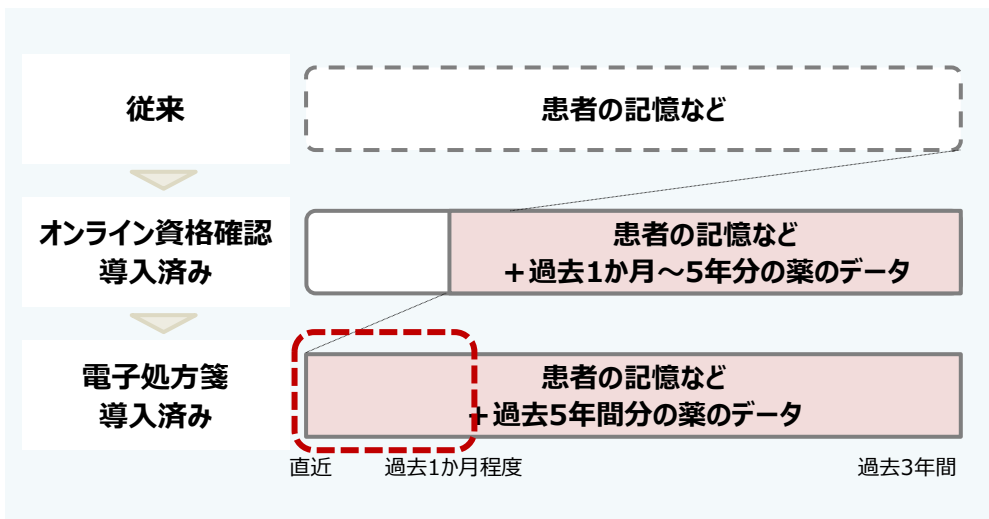
- 1 紙の処方箋で処方・調剤する場合でも、処方内容や調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録します。**
- 2 紙の処方箋で処方・調剤する場合でも、患者の過去の薬剤情報を確認できます。また、それら薬剤情報との重複投薬・併用禁忌を検知できます。**
- 3 処方箋発行元の医療機関が電子処方箋非対応でも、電子処方箋対応の薬局が調剤結果を登録すると、過去の薬剤情報として他の医療機関・薬局が活用できます。**

メリット①



他の医療機関・薬局で処方・調剤された薬の情報を電子カルテシステム等で活用できます

- 電子処方箋管理サービスでは、患者が処方・調剤された薬の情報がリアルタイムに蓄積されます。オンライン資格確認の導入により、過去1か月～5年間分の薬を確認できていましたが、直近1か月の情報も含めて確認できることがポイントです。
- また、過去100日間以内に処方・調剤された薬の用法をもとに、現在服用中の薬を抽出し、成分情報をもとに重複投薬・併用禁忌を自動で検知できます。

参照できる薬の対象期間が拡大されます！



凡例

-  お薬手帳や患者とのコミュニケーションを基に把握する情報
-  電子処方箋管理サービスなどに記録された薬のデータを基に把握する情報

重複投薬等チェックの結果が新たに確認できるようになります！

電子処方箋管理サービスでは、過去一定期間に処方・調剤された薬とこれから処方・調剤する薬の成分情報を突合した上で、重複投薬や併用禁忌がないかをチェックし、現在ご利用いただいているシステムで結果を確認できます。



メリット①

他の医療機関・薬局で処方・調剤された薬の情報を電子カルテシステム等で活用できます

- 電子処方箋管理サービス側で過去の処方・調剤情報を活用できた事例が続々報告されています。
- 患者の過去の処方・調剤情報の閲覧によって既往歴を推察し、患者からの聞き取りも相まって、病態を考慮しながら適切な処方判断ができた等の事例もあります。

直近の処方・調剤情報を閲覧できます！

- 緑内障患者に禁忌である、不眠症の治療薬（ゾルピデム酒石酸塩）を処方しようとしたが、患者に緑内障の治療薬（ラタノプロスト、リパスジル塩酸塩）の処方歴があることが判明。
- 向精神薬等の初回用量に上限がある薬について、他医療機関での処方量を確認できた。
- お薬手帳や患者とのコミュニケーションでは確認できなかった薬や、お薬手帳を忘れた患者の薬についても確認できた。等

過去の処方・調剤情報を対象に 重複投薬・併用禁忌をチェックできます！

- 新規患者が「併用薬はない」と言っていたところ、重複投薬等チェックに引っかかり、不眠症の治療薬（ゾルピデム酒石酸塩）の服用を検知できた。
- 高脂血症治療薬（ロスバスタチンカルシウム）を処方しようとしたが、併用禁忌チェックにかかり、併用禁忌薬の免疫抑制剤（シクロスポリン）が処方されており、他薬に変更することで併用禁忌を回避することができた。
- 慢性疼痛の治療目的でトラマドール塩酸塩を処方しようとしたところ、重複投薬等チェックから併用禁忌のパーキンソン病治療薬セレギリン塩酸塩が処方されていることが判明。等

メリット①

他の医療機関・薬局で処方・調剤された薬剤情報を電子カルテシステム等で活用できます

- 電子処方箋の運用開始から1年が経過した現在、全国の薬局の約20%が先行して電子処方箋を導入しており、電子/紙の処方箋に関わらず、処方箋に基づき薬局で調剤した情報が蓄積されています。
- 電子処方箋未対応の医療機関が発行した紙の処方箋についても、電子処方箋に対応した薬局が電子処方箋管理サービスに調剤情報を登録してきており、ご利用の電子カルテシステム等を電子処方箋に対応させることで、これらの情報を活用できるようになっています。
- 蓄積された処方・調剤情報は、患者の同意のもとで閲覧し、リアルタイムで診療に役立てることができます。また、重複投薬等チェックの際に活用されることとなります。

全国47都道府県で **15,380** の医療機関・薬局が電子処方箋に対応しています。

先行する医療機関・薬局においては既に処方・調剤情報を登録しており、処方・調剤情報を診察や処方の判断に活用いただける環境が構築されています。

メリット②

処方箋の形式不備の削減や、薬局との情報共有による疑義照会の効率的な運用に繋がります

- 医師が処方箋の備考欄に処方意図等のコメントをつける機能があります。既に導入している施設では、増減量や併用薬の状況を記載するなど、薬局の薬剤師との情報共有の手段として活用しています。
- また、電子処方箋導入後は、医療機関が処方箋を発行する際に電子処方箋管理サービス側で処方箋の形式不備をチェックし、不備が無い状態で処方箋を登録いただけます。
- 上記のとおり、形式的な不備に基づく疑義照会の削減や、薬剤師が医師の処方意図や重複投薬・併用禁忌の確認状況を把握できることで疑義照会の効率的な運用に繋がります。

処方箋の形式に関するチェック項目

- 必須項目に入力漏れがないか
- 記載が必要ない項目にデータが入力されていないか
- データが指定された形式で入力されているか
- 処方箋の発行形態が選択されているか

医師のコメントが有効に活用された例

- 過去の薬との重複（タムスロシン塩酸塩）を検知したが、処方医の処方意図を確認できたため、改めて問い合わせることなく、調剤・服薬指導を行えた。
- 経口ステロイド薬（ベタメタゾン、プレドニゾン）がそれぞれ別の医療機関から処方されていたことを薬局で検知できたが、処方医が併用確認済みであることがわかり、これを踏まえた調剤・服薬指導を実施することができた。

形式的な不備に基づく疑義照会の削減や疑義照会の効率的な運用へ

メリット③患者の服薬状況や体調等に係る薬局からのコメントを見ることができるようになります

- 薬局側も調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録する際、併せて患者の服薬状況や残薬等の情報を医師に共有する機能があり、医師が次回の診察に役立てることができます。
- 医師から薬局へのコメントも含め（前頁）、電子処方箋を導入することで、医療機関・薬局間でのコミュニケーションを電子的に、より簡単に行えるようになります。

電子処方箋のコメント機能について

電子処方箋のコメント機能を活用することで、医療機関・薬局間でのコミュニケーションを電子的に、より簡単に行えるようになります



処方意図等を**薬剤師向けにコメントとして残すことができる**だけでなく、調剤結果と共に、薬剤師からのコメントで患者の服薬状況や残薬等の情報を確認でき、**次回の診察に役立てられる**

処方箋受付のタイミングで処方箋に医師からのコメントが記載されているので、**医師の意図を併せて確認できる**だけでなく、調剤結果と共に**患者の服薬状況や残薬等の情報をコメントとして記録できる**

メリット④オンライン診療等において、紙の処方箋を郵送する手間を削減できます

- オンライン診療において、従来は処方箋原本を患者に送付する、あるいは、患者が利用を希望する薬局にFAXで送信（合わせて原本送付）する必要がありましたが、処方箋の電子化に伴い、本対応が不要となります。
- 電子処方箋を選択することにより、オンライン診療後に対面で服薬指導を受けたり、対面での診察後にオンライン服薬指導を受けるなど、柔軟な対応が取りやすくなります。
- なお、従来は、オンライン診療では健康保険証の受付のみ対応できていましたが、令和6年4月からは「マイナ在宅受付Web」というWebサービスの開始に伴い、患者のスマートフォン等を利用してマイナ保険証による受付も可能となり、患者の同意に基づき、過去の処方・調剤情報を活用できるようになります※。

※アプリベンダの状況によりしますので、ご活用いただけるかはアプリベンダにご確認ください。



医療機関

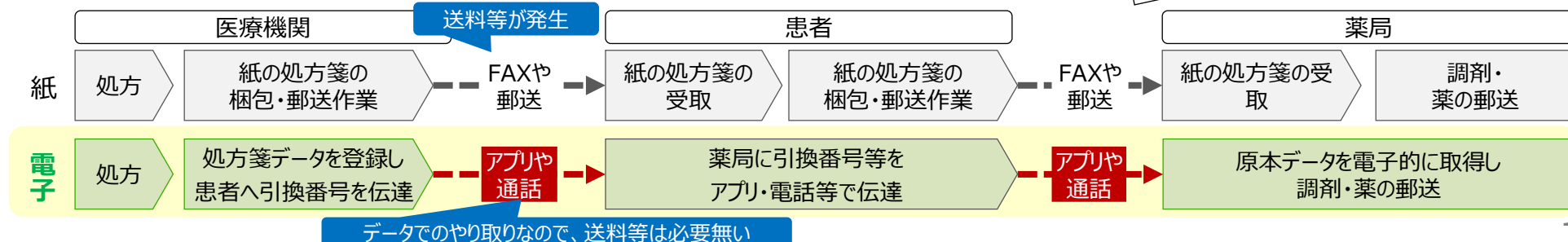
医療機関では、データを用いたやり取りによって、処方箋原本発送の手間やFAXなどの設備が不要となり、事務作業にかかるコストも削減。



- ・ 処方後は、患者に引換番号を伝え、それを患者が薬局に伝達するため、医療機関から薬局へのFAX・メール送付、FAX番号・アドレスの確認等が不要に。
- ・ 患者が利用する薬局が電子処方箋のデータを取り込むと、それが処方箋原本の取得となるため、郵送等にかかる送料や事務作業の負担を削減。

マイナ在宅受付Webの開始に伴い、今後オンライン診療等でもマイナ保険証で受付を行い、電子処方箋を発行・受付できるようになる予定です。

電子処方箋を利用することで、オンライン診療・服薬指導をより柔軟に実施することが可能になります。
⇒詳細はP.42へ



02

医療機関の業務はどう変わるの？

電子処方箋導入後の業務内容が大きく変わるわけではありません

○ 電子処方箋導入後の業務フローにおいて、主な変更点は以下のとおりです。

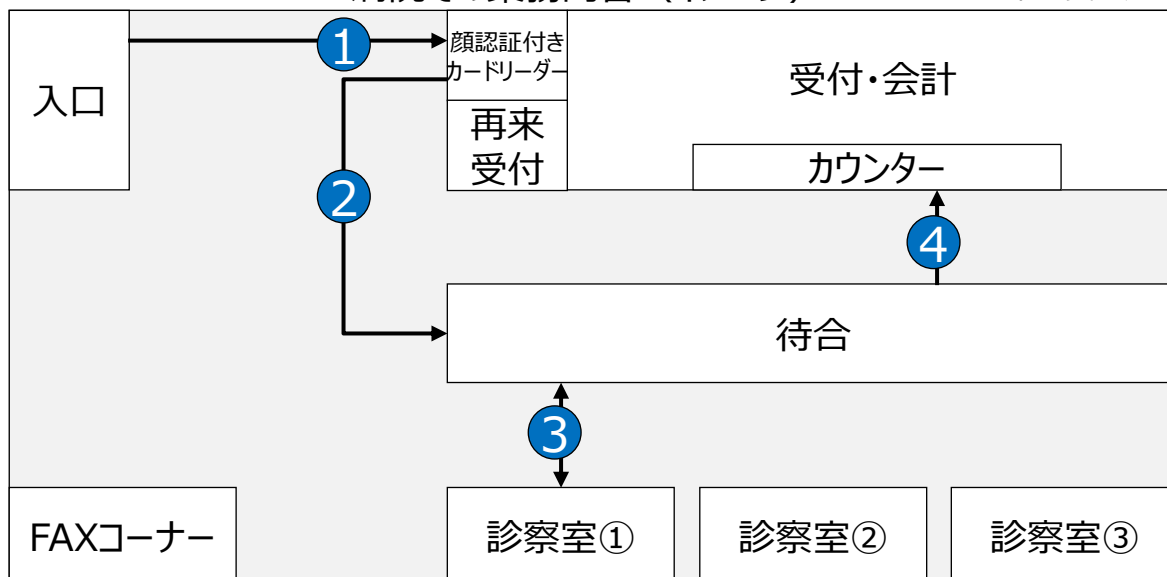
ア) 患者が顔認証付きカードリーダーでマイナ保険証による受付をする際に「電子処方箋」または「紙の処方箋」を自分で選択します。

※受付職員または医師が、電子処方箋の発行を希望するかを患者に確認し、
医師が電子カルテ等の処方箋発行画面で電子処方箋を選択することも可能です。

イ) 「電子処方箋」を発行した場合、会計時に従来の「紙の処方箋」を渡す代わりに、処方内容の概要を記載した「処方内容（控え）」を渡します。

※マイナポータル等で処方内容を閲覧することができる等の理由により、患者が「処方内容（控え）」を不要とする場合は、当該（控え）を渡す必要はありません。

病院での業務内容（イメージ） 赤字：主な業務変更点



① 受付

- ・顔認証付きカードリーダー、再来受付機（再診の場合）で受付
- ・薬剤情報閲覧の同意
- ・（処方箋発行形態の選択）

② 待機

③ 診察・処方箋発行

- ・顔認証付きカードリーダーでの患者同意がある場合に限り、過去の薬剤情報と直近の処方・調剤情報が閲覧可能
- ・電子処方箋を発行

④ 会計・処方内容（控え）を渡す

質問 マイナ保険証がなくとも電子処方箋を発行したり、電子処方箋に基づいて調剤できますか？

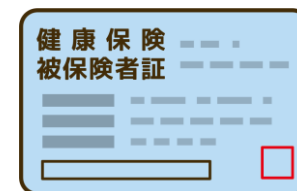
- 患者がマイナ保険証を持参していない場合でも、オンライン資格確認ができれば電子処方箋を発行・受付することができます。
- ただし、マイナ保険証での受付を行わない場合には、薬局での電子処方箋受付時に被保険者番号等と電子処方箋発行時に併せて発行される「引換番号」が必要となります。
- このため、患者がマイナポータルを利用できない場合、医療機関では「処方内容（控え）」を発行するなど、患者に何らかの手段で引換番号をお知らせすることになります。
- 薬局でマイナ保険証で受付を行うことで、患者が引換番号や被保険者番号等を意識する必要がなくなり、スムーズに薬の受取ができます。

薬局における電子処方箋受付方法

マイナ受付の中で
電子処方箋を簡単に提出できます



引換番号 + 被保険者番号等で
電子処方箋を取得することも可能です



電子カルテシステムにおける操作が大きく変わるわけではありません

- オンライン資格確認導入時に、電子カルテシステム等で過去情報閲覧ができる設定をしている場合、電子処方箋導入による変更点としては、患者の希望により発行する処方箋を紙か電子かを切り替えるボタンと調剤結果を閲覧するメニューが追加される程度です※1。
- 患者の同意により閲覧可能となる過去の薬剤情報に、直近1か月の処方・調剤情報が加わります。
- また、従来電子カルテシステム内での禁忌チェック等を行ってきたタイミングで、電子処方箋管理サービス上の薬剤との重複投薬・併用禁忌のチェックを行います（追加操作等は基本的に不要です※2）

※1: 患者が顔認証付きカードリーダーで電子処方箋を希望した場合は、自動的に電子処方箋にチェックが入る電子カルテもあります。

※2: 導入されているシステムによって異なる場合があります。

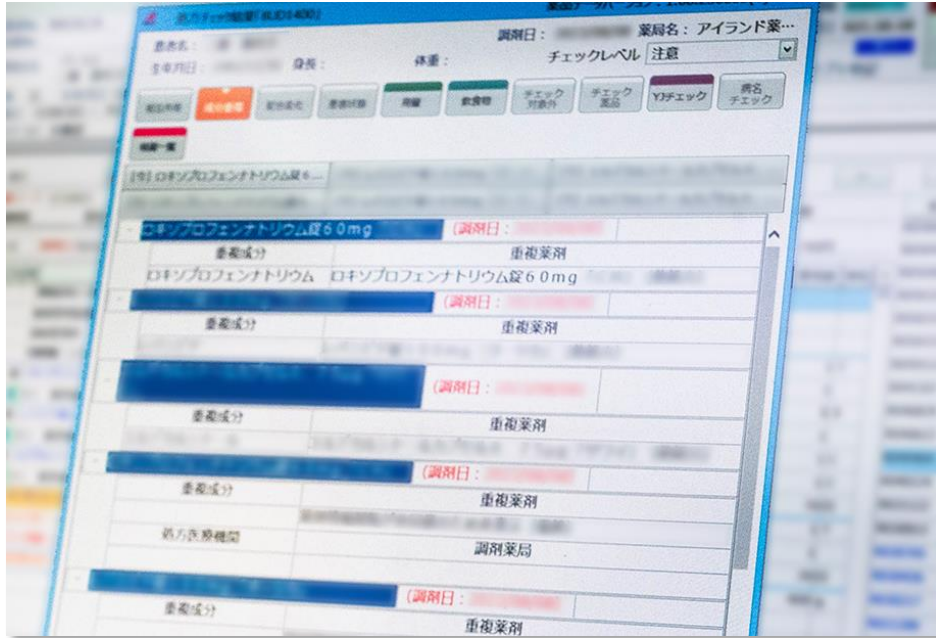
電子カルテシステム等の操作イメージ

	過去の薬剤情報の閲覧	処方する薬の選択	重複投薬等チェック	処方箋発行・(電子)署名
現状 (オン資導入済)	過去の薬剤情報を閲覧 (1か月前から過去5年分の 情報が閲覧可能)	処方する薬を選択	電子カルテシステム上で チェックを実施 (原則として自院内の情報 によるチェック)	処方内容を確定。 処方箋を印刷し、記名押印 または署名を行う
電子処方箋 導入後	過去の薬剤情報を閲覧 (直近を含む過去5年分の 情報が閲覧可能)	処方する薬を選択	電子カルテシステム上で チェックを実施 (電子処方箋管理サービスで、 自動的に他施設の情報を 含めた重複投薬・併用禁忌の チェックを実施)	処方箋発行形態が 電子処方箋となって いることを確認のうえ、 処方内容を確定し 電子署名する※3

※3: 電子署名の方法については、P.26以降で説明。

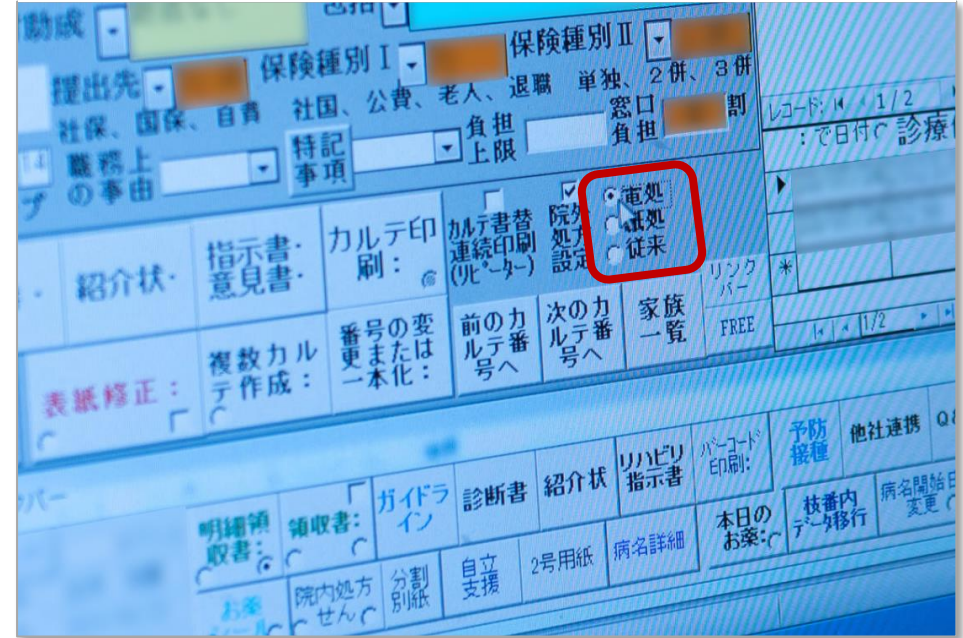
(参考) 電子カルテシステム等の画面イメージ

重複投薬等チェックの結果確認画面



既存の薬剤に関するチェックを行う画面上に、
電子処方箋管理サービスで行う
重複投薬等チェックの結果も追加されます

電子処方箋の発行画面



患者が電子処方箋を希望する場合、
発行形態として「電子処方箋」を選択し、
処方箋を発行するだけです。

質問 電子処方箋に対応する薬局をどのように患者に案内すればいいですか？

- 患者が電子処方箋の発行を希望する場合、電子処方箋に対応する薬局で受付を行う必要があるため、どこの薬局が対応しているのかを患者が適切に把握することが重要です。
- 患者に周辺の対応薬局を案内するためのポスター・リーフレットや、患者自身が電子処方箋対応薬局を利用する意思を表示できる資材など、医療機関の皆さまが確認の手間をかけることなく案内できる方法を用意しています。

患者が、利用しようとしている薬局が電子処方箋に対応しているかを事前に確認できることが、希望する患者に電子処方箋を発行するにあたっては重要です

患者向け周知物の活用方法の補足

当院では **電子処方せん** をご利用いただけます！

❶ 電子処方せんってなに？

電子処方せんとは、これまで紙で発行していた処方せんを電子化したものです。

❷ 電子処方せんってどう使うの？

- マイナンバーカードの場合は顔認証付きカードリーダー、健康保険証の場合は口頭、で電子処方せんを選択いただけます。
- 電子処方せんを選択した場合、紙の処方せんが電子化されます。※処方内容（控え）が渡されます
- 電子処方せんに対応する薬局に来局する必要があります。

❸ 電子処方せんに対応する薬局はこちら

※患者さんは、ご自身で薬局を選択できます。

＜記載イメージ＞

薬局	店
住所：住所を記載。 電話番号：電話番号を記載。	
薬局	店
住所：住所を記載。 電話番号：電話番号を記載。	
薬局	店
住所：住所を記載。 電話番号：電話番号を記載。	

この範囲は医療機関の皆さままで編集ください。

- ご自身の医療機関周辺にある、電子処方箋に対応する薬局を入力、記載ください。
- 電子処方箋に対応する薬局については、厚生労働省HPで一覧を公表する予定しておりますので、ご参考にしてください。
- 患者が薬局を把握できるよう、薬局の名称、住所、電話番号等をご記載ください。（「〇〇の横！」など、適宜補足いただいても構いません。）

※特定の薬局への誘導を避けるため、把握している対応薬局を極力記載いただく等、ご注意ください。

これまでと同じ紙の処方せんも選択できます！

電子処方せんのご利用方法に不安のある方は紙の処方せんを選択してください

電子処方せんについて詳しくはこちら 検索

電子処方箋対応薬局案内用ポスター

周囲の電子処方箋対応薬局を記載できるポスター等を厚生労働省ホームページで公開していますので是非ご利用ください。

対応施設のリストも公開中ですので、リスト作成時にご確認をお願いします。

周囲の対応薬局のリストを示しつつ、患者に利用予定の薬局を確認することでスムーズに案内ができます！



電子処方箋対応薬局の案内文書



対応施設一覧

※周辺の電子処方箋対応薬局を抜け漏れなく周知する場合は、誘導にはあたりません

電子処方せん希望カード

電子処方箋に対応する薬局が薬局名を記載したカードを患者に配布し、次回診察時に患者が当該希望カードを医療機関に提示することで、患者が電子処方箋対応薬局に行くことを確認する方法もあります。

医師・歯科医師の方へ

電子処方せん希望カード

私は電子処方せんの発行を希望します。
以下の電子処方せん対応薬局で調剤いただきます。

薬局名： _____

連絡先： _____

※医療機関での診察時に医師・歯科医師に本カードを提示してください。
※電子処方せんを利用するには医療機関・薬局が電子処方せんに対応している必要があります。
※電子処方せんを利用する場合でも薬局での受付は必要です。

質問 周りの薬局が電子処方箋に対応していない場合でも、電子処方箋に対応できますか？

- 電子処方箋を導入し、紙処方箋のデータ登録や重複投薬等チェックを行う段階から始められます。
- 一方で、医療機関が電子処方箋を導入するにあたっては、周りの薬局に導入時期等を共有し、導入を促すことでスムーズに運用を開始できます。
- 電子処方箋の受付・発行だけでなく、P.12に示すとおり、医療機関・薬局間のコミュニケーションを電子的に、より簡単に行えるようになります。

電子処方箋を導入するにあたって、 周囲の薬局にも導入を呼び掛けてください！

- ✓ 電子処方箋の発行・受付がスムーズになります！
- ✓ 電子処方箋の機能を利用し、医師・歯科医師・薬剤師間のコミュニケーションを電子的に、より簡単に行えるようになります！
- ✓ 周辺施設での患者の処方・調剤情報が共有されるようになります！
- ✓ 周辺の薬局と一緒に導入することで、電子処方箋の発行・受付の練習を行いながら導入することもできます。また、万が一、エラー等が発生した際も迅速に対応できるようになるとの声も上がっています。

(参考) クリニックが主体となって
周辺施設に電子処方箋の導入を呼び掛けた事例



クリニックが主体となり、
地域一体で電子処方箋のスムーズな運用を目指して準備を実施！

POINT: 電子処方箋を運用するなかで得た知見を、講演会で近隣施設に共有！
クリニック、近隣薬局、それぞれのシステムベンダーが協力し電子処方箋の運用を開始。得られた知見は講演会で共有するなど、地域単位で協力して電子処方箋をスムーズに運用できるように貢献。

【参考】山科武田ラクトクリニック（京都府）

取り組み①

- ・ クリニック主導で、近隣の薬局を巻き込んで電子処方箋の準備を開始。システムベンダーの担当者も含め、電子処方箋の発行から薬局での電子処方箋に基づく調剤までを検証。

取り組み②

- ・ 電子処方箋を始めとする医療DXの推進を目指し、周辺施設向けの講演会を開催。
- ・ うまくいかなかったケースも含め、導入の検討から運用開始までの一連の流れや、業務の中で得られた知見を他の施設へ共有。



講演会の様子



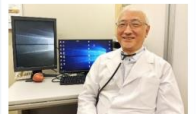
クリニック内の様子



施設内では見やすい場所に
マイナ受付のポスターを掲示



受付では次の3点を掲示
・ 処方箋の発行形態選択画面の表示
・ 電子処方箋を発行可能な外来医師
・ 調剤を受ける薬局が電子処方箋に
対応しているかの確認



院長 田巻 俊一さん

導入や運用開始に当たっては最初は戸惑った点もありましたが、周りの施設の方々と協力して進めています。過去の薬剤情報を正確に入手でき、診療に役立っています。

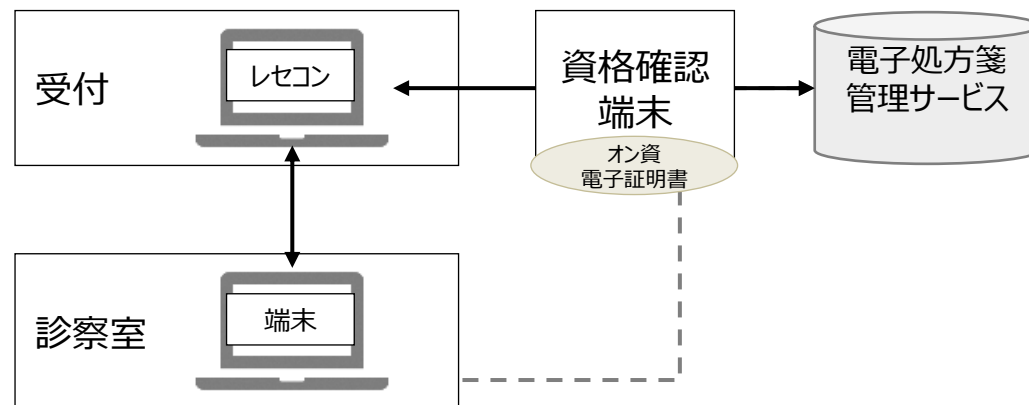
地域一体で電子処方箋を推進することは、電子処方箋のスムーズな運用やより多くのメリット享受につながります。

質問 電子カルテシステムを導入していないのですが、電子処方箋を導入できますか？

- 電子カルテシステムを導入していない場合でも、レセプトコンピュータが単独で電子処方箋の発行等に対応していれば、電子処方箋を導入していただけます。
- なお、電子処方箋を扱うにあたっては、医師等が診察室で重複投薬等チェック結果の確認や電子署名を行う必要があります。そのため、医師等が診察室で操作できる端末を導入する等の構成を推奨します。

電子カルテシステムがない場合でも、レセプトコンピュータ等で電子処方箋に対応することは技術的には可能です。ただし、運用をスムーズに行うという観点で、医師等本人が処方内容の入力や重複投薬等チェック結果の確認、電子署名等を行うための端末を診察室に用意いただくことをご検討ください

構成例



診察室の端末で最低限できると望ましいこと

- ✓ 処方内容を入力できること
- ✓ 重複投薬等チェック結果を確認できること
- ✓ 電子署名ができること

ただし、電子処方箋の他、今後の医療DX各施策・システムと連携する観点では、電子カルテシステムを活用するのが望ましいと考えています。

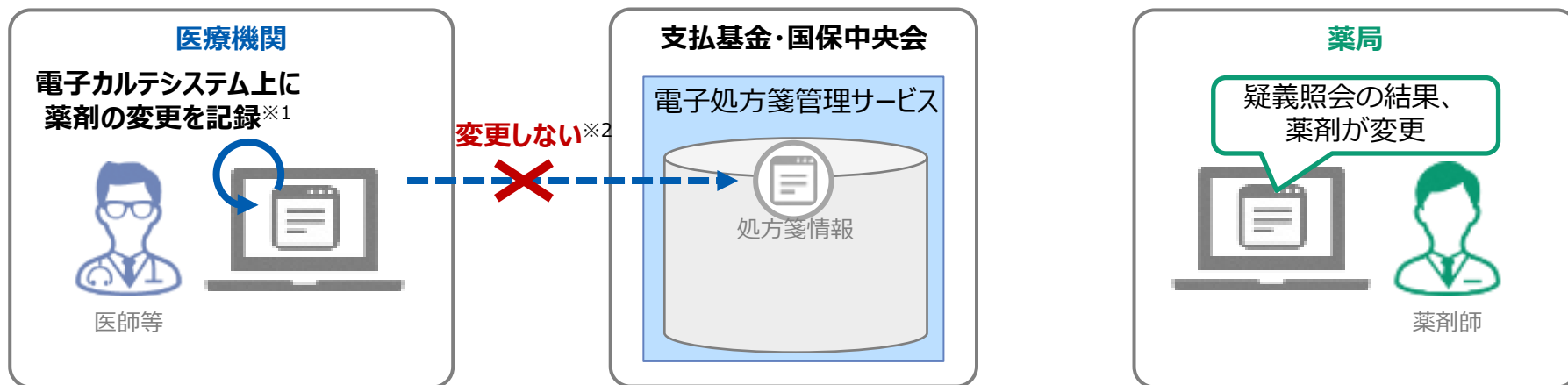
質問 疑義照会の結果、薬剤の変更が生じた場合、

医療機関側は電子処方箋管理サービスの処方箋のデータを変更する必要がありますか？

回答

- 電子処方箋管理サービスに登録した処方箋のデータは変更不要です。
(紙の処方箋と同じように、疑義照会を踏まえて医療機関側で発行済みの処方箋自体を書き換えることはしません。)
- 電子カルテシステム上で事後的に変更内容を記録する場合は、各医療機関の運用に従ってください。

電子処方箋管理サービス上の処方箋の情報は修正しないでください。
(なお、従来と同じように、電子カルテシステム上に変更内容を記録することはできます。)



※1 医療機関毎に運用方法が異なります。

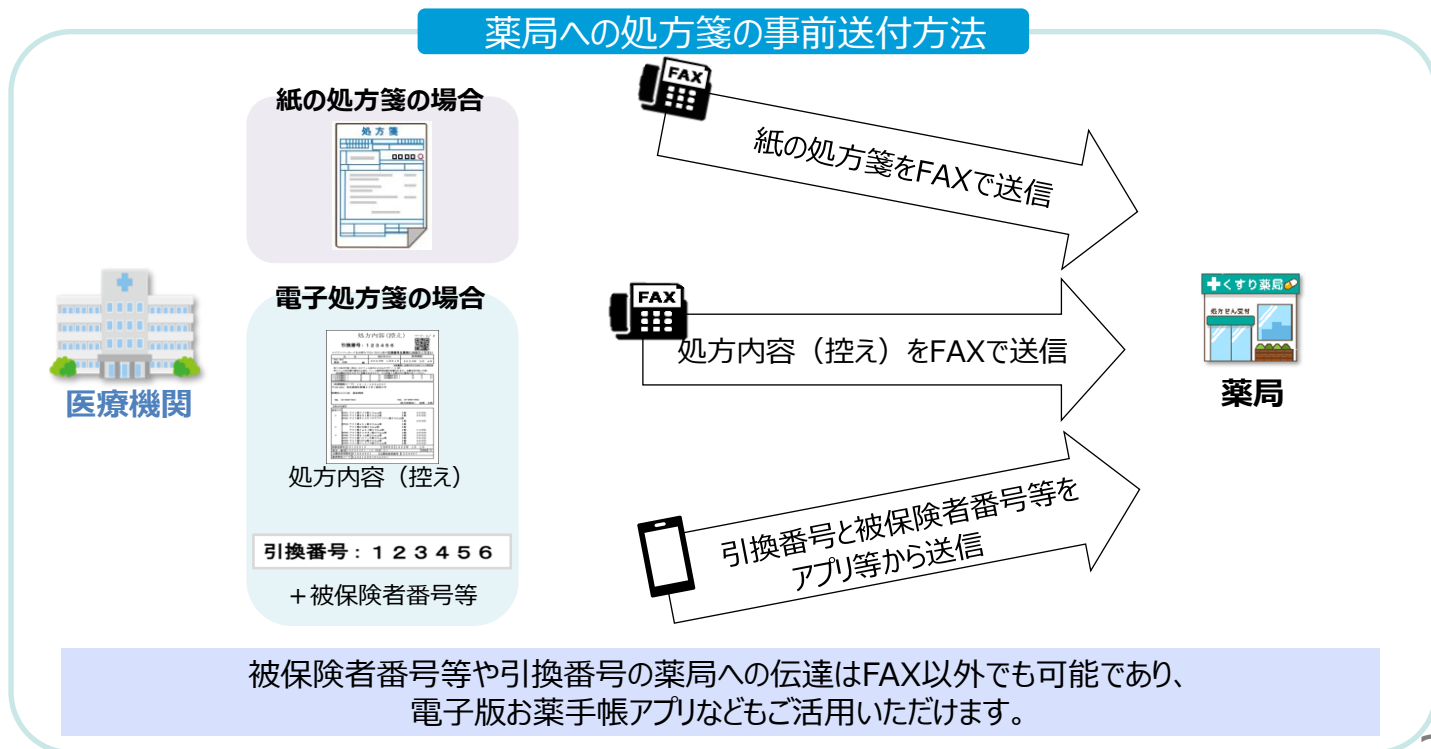
※2 どうしても電子処方箋管理サービスに登録済みの処方箋を修正する必要がある場合、薬局側が処方箋の受付取消処理を実施した後に、医療機関側で処方箋を修正できるようになります。ただし、修正後は処方箋に紐づく引換番号も変わるため、必ず新しい引換番号を患者に伝達してください。

質問 電子処方箋の場合、FAXコーナーから薬局に処方箋を送ることは可能ですか？

- 病院等によっては、薬局での待ち時間短縮のため、あらかじめ患者が薬局に処方箋をFAXで送信するためのFAXコーナーが用意されているケースがあります。
- 電子処方箋を発行した場合は、従来の紙の処方箋に代えて、処方内容（控え）を薬局に送信することで、薬局が電子処方箋の取得に必要な被保険者番号等や引換番号を把握でき、患者が来局する前に電子処方箋管理サービスから電子処方箋の原本データを取得できるようになります。

薬局への処方箋の事前送付方法

病院によっては、紙の処方箋を薬局にFAXで送信するためのコーナーを設けている場合があります。
電子処方箋の場合であっても、同様に処方内容（控え）を送信することができます。



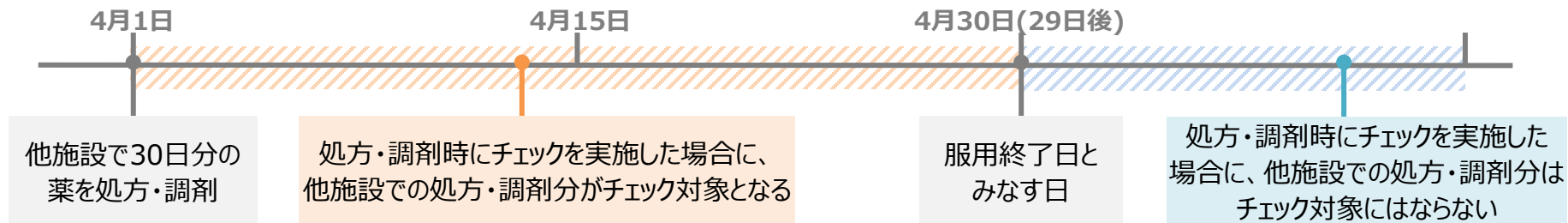
※事前に自院から処方内容（控え）を薬局に送信する可能性がある旨を薬局に伝えておくことを推奨します。

質問 重複投薬等チェックではレセプトの薬剤情報を使っていますか？

- 重複投薬等チェックにおいては、処方日または調剤実施日において服用中と見なされる医薬品をチェック対象としています。
- このため、レセプトの薬剤情報はチェック対象としておらず、電子処方箋管理サービスに登録された処方箋のデータのみを対象としています。
- 対象データと服用期間の考え方や、成分の考え方については、「[電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックの概要](#)」で示しているのです是非ご確認ください。

服用期間の考え方

■ チェック対象データの剤型が内服の場合（例）

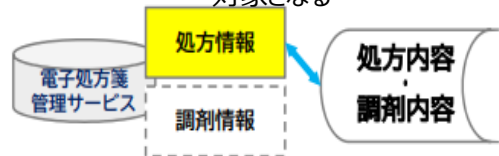


■ チェック対象データについて ※リフィル処方箋以外

未登録 登録あり チェック対象外

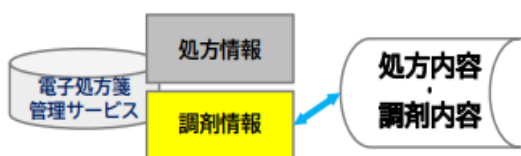
パターン①

処方情報だけが登録されている（調剤情報は登録されていない）状態では、処方情報がチェック対象となる



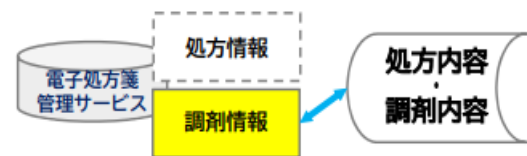
パターン②

処方箋に対して調剤情報が登録されている状態では、調剤情報がチェック対象となる



パターン③

処方情報が登録されておらず、調剤情報だけが登録されている状態では調剤情報がチェック対象となる



03

電子署名ってなに？

患者が処方箋の発行形態として“電子処方箋”を選択した場合、“電子署名”が必要です

- 患者が電子処方箋対応の医療機関を受診した場合、処方箋を電子的に発行してもらうか、紙で発行してもらうかを選択できます。
- 患者が紙を選択した場合、医師・歯科医師及び当処方箋の受付を行う薬剤師は、従来どおり、処方箋に記名・押印または署名することで、医師等本人が処方箋への記録を行ったことを証明します。
- 一方で、電子的な発行を選択した場合、医師等が“電子署名”を行うことで、医師等本人が電子文書（電子処方箋）への記録を行ったことを証明することができます。

医師等本人であることの証明

紙の処方箋

従来どおり、
記名・押印等を行う



電子処方箋

“電子署名”を行う



電子署名の方法

電子署名を行うためには、電子的に本人であることを証明する“電子証明書”の情報を用います。

電子処方箋の仕組みにおいては、**医師等本人であることを証明する電子証明書（HPKI認証局が発行）**を使います。

電子証明書を用いて電子署名することで、「**医師等本人が記録していること**」「**改ざんされていないこと**」を容易に**判別**できるようになります。

電子署名は、
安心・安全に電子文書を
やり取りするために
よく使われる技術です！

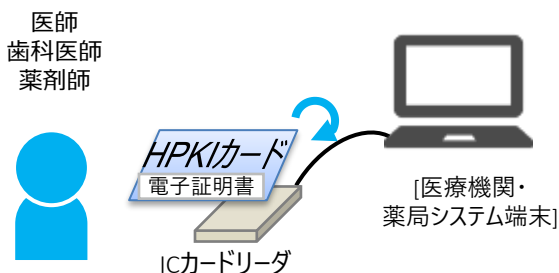


電子処方箋の仕組みにおいては、大きく2つの電子署名の方法を用意しています

- 電子処方箋の仕組みにおいては、大きく分けて以下の2種類の電子署名の方法を用意しています。
 - ① **ローカル署名**：HPKIカードに格納される電子証明書を用いて署名する方法
 - ② **リモート署名**：クラウドのシステム上で管理されている電子証明書を用いて署名する方法
- ローカル署名では、常にHPKIカードが手元にあることが必要となる一方、リモート署名では、原則として1日1回、(i) HPKIカード、(ii) マイナンバーカード、(iii) スマートフォンのいずれかで本人認証を行えば足りるため、それぞれの施設にあった方式を選択してください。

①ローカル署名

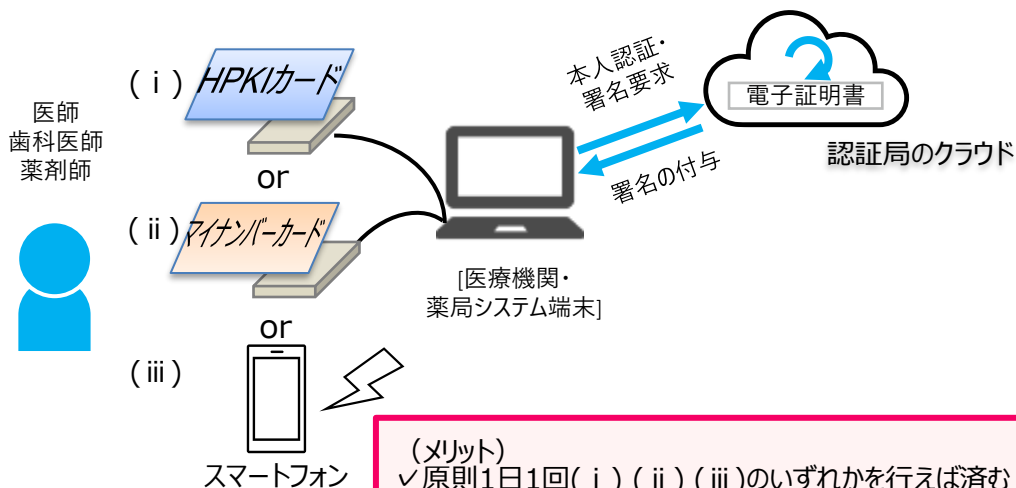
医師・歯科医師・薬剤師は、HPKIカードをICカードリーダーにかざして署名を行う



- (メリット)
 - ✓ 小規模な施設である場合、導入が比較的簡単
- (デメリット)
 - ✓ HPKIカードが手元にあることが必要

②リモート署名

医師・歯科医師・薬剤師は、HPKIカード・マイナンバーカードをICカードリーダーにかざすか、スマートフォンアプリを活用して本人認証して、クラウドで管理された証明書を読み出して署名を行う



- (メリット)
 - ✓ 原則1日1回(i)(ii)(iii)のいずれかを行えば済む
 - ✓ (i)(ii)(iii)どれかを忘れても、他の手段で対応できる
- (デメリット)
 - ✓ ネットワーク設定が必要な場合あり(システム構成による)

①ローカル署名について 例) 医療機関において、ローカル署名を行う場合

事前準備
(運用開始前)

Step1 HPKI認証局にHPKIカードの発行申請を行う。

(※日本医師会認証局・MEDIS認証局はマイナポータルからも申請可能です)

Step2 HPKIカード読取用のICカードリーダーを用意する。

◆HPKIカードの申請先

※資格によって、申請先の認証局や値段等が異なりますのでご確認ください。

<医師>

・日本医師会 電子認証センター (認証局)
<https://www.jmaca.med.or.jp/application/>
・一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS) (認証局)
http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

<薬剤師>

・日本薬剤師会認証局
<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html#S30>
・一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS) (認証局)
http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

<歯科医師>

・一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS) (認証局)
http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

※日本医師会電子認証センター (認証局)ではマイナポータルからの申請に限り、当面の間、費用を減免中です。

処方箋内容確定

処方内容を確認し、電子処方箋の発行処理に進みます



従来どおり、医師等が電子カルテシステム等で処方内容を確認する操作を行う

処方箋発行 (署名付与)

医師等本人が、電子処方箋を発行する都度、HPKIカードで電子署名を付与します



HPKIカードをICカードリーダーにかざし、医師本人のみが知るPIN (暗証番号) を入力することで、電子署名が付与される

- ✓ 必ず、HPKIカードが手元に必要
- ✓ 原則、都度PIN入力が必要 (※)

(※) お使いいただく電子カルテシステム等によっては、PIN入力をログイン認証等と紐づけることで、HPKIカードをカードリーダーから外すまで、PIN入力を簡素化している場合があります。

②リモート署名について 例) 医療機関において、リモート署名を行う場合

事前準備
(運用開始前)

Step1 HPKI認証局にHPKIカード発行申請／マイナンバーカードの紐づけ申請を行う。

(※日本医師会認証局・MEDIS認証局はマイナポータルからも申請可能です。)

※マイナンバーカードの紐づけ申請は、必ずマイナポータルから申請してください。

(HPKIカード／マイナンバーカードを用いる場合)
Step2 HPKIカード／マイナンバーカード読取用のICカードリーダを用意する。

(スマートフォンを用いる場合)
Step2' 申請者宛てに届くQRコード等でスマートフォンを紐付ける。

◆申請先について

ローカル署名と同様、資格によって、申請先の認証局や値段等が異なりますのでご注意ください。

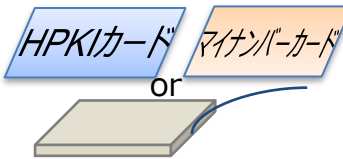
本人認証
(原則1日1回)

医師等本人がクラウド上の電子証明書を使うことを証明するため、原則1日1回、本人認証を実施

電子カルテシステム等にログインして、いずれかの方法で本人認証を行います

方法 (i) HPKIカード／マイナンバーカードによる認証
(ii)

カードをかざして、医師等本人のみが知るPINを入力して認証



方法 (iii) スマートフォンによる生体認証

(1) 画面上表示されるQRコードをスマホで読取り

(2) スマホで生体認証



処方箋発行
(自動で電子署名付与)

クラウド上の電子証明書が使用可能になり、処方内容を確定するタイミングで自動で電子署名が付与されます

従来どおり、医師等が電子カルテシステム等で処方内容を確定する操作を行う
(→ **電子署名が自動で付与される**)



✓ 都度のPIN入力や認証は不要

電子署名について

○ リモート署名の各認証方式のイメージは次のとおりです

(i) HPKIカードまたは (ii) マイナンバーカードによる認証

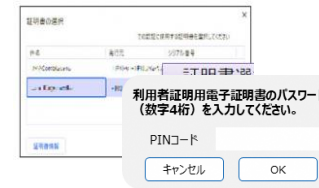
電子カルテシステム等の画面上で、「HPKIカード」または「マイナンバーカード」を選択する



ICカードリーダーでHPKIカードまたはマイナンバーカードを読み取る



利用者証明用パスワードとして設定した4桁の数字を入力する



電子署名可能な状態となる



(iii) スマートフォンによる生体認証

電子カルテシステム等の画面上で、FIDO (生体認証) を選択する



電子カルテシステム等の画面にQRコードが表示され、予め認証用として登録済みのスマートフォンで読み取る



スマートフォンで生体認証を行う



電子署名可能な状態となる



常にHPKIカードを手元になくてもできる、リモート署名の活用もご検討ください！

- HPKIカードは発行に時間がかかる場合があります、マイナンバーカードの紐づけやスマートフォン用QRの発行が先行することがあります。
- 常にカードやスマートフォンが手元になくても署名できるリモート署名を積極的にご検討ください。
- ローカル署名・リモート署名のどちらを活用する場合であっても、医師・歯科医師・薬剤師ご自身が保有するマイナンバーカードを用いて、マイナポータルから申請できます。

		準備内容	電子署名の方法
①ローカル署名		<ul style="list-style-type: none"> • HPKI認証局への申請 • 外来で対応する医師等の人数分のICカードリーダ準備 	<ul style="list-style-type: none"> • 処方箋発行時等にHPKIカードをICカードリーダーにかざして認証し、電子署名をする必要あり。
	②リモート署名	<ul style="list-style-type: none"> • HPKI認証局への申請※1 • HPKIカード認証：HPKIカード・ICカードリーダ※2 • スマートフォンによる生体認証：スマートフォンの準備 	<ul style="list-style-type: none"> • (いずれかの方法で) 1日1回本人認証を行う。 • 処方箋発行時等に、自動で署名が付与される。
推奨	(b) マイナンバーカードまたはスマートフォン認証	<ul style="list-style-type: none"> • HPKI認証局への申請 (マイナポータル経由のみ) • マイナンバーカード認証：マイナンバーカード・ICカードリーダ※2 • スマートフォンによる生体認証：スマートフォンの準備 	<ul style="list-style-type: none"> • (いずれかの方法で) 1日1回本人認証を行う。 • 処方箋発行時等に、自動で署名が付与される。

※1 ②(a)の署名方法であっても、HPKIカードの発行は必要です。ただし、スマートフォンによる生体認証を行えば、HPKIカードが届いていない場合でも、電子署名を行うことができます。

※2 ②の場合、ICカードリーダは、原則1日1回使用することになります。このため、医師等の人数分は必要なく、認証に用いる電子カルテシステム等の端末分の準備で構いません。

質問 リモート署名を行う際の認証に用いるスマートフォンは1台だけでもよいですか？

- スマートフォンによる認証は、認証する医師が自身の所有・使用するスマートフォンで認証すること、指紋等の生体情報がそのスマートフォンに登録されたものと一致していることの2要素で認証します。
- このため、認証を行う医師の数だけスマートフォンを用意する必要があります。
- スマートフォンは病院等の運用により、医師の個人所有のものと病院等から支給したもの、どちらも使用していただけます。

質問 ローカル署名で導入した後、リモート署名を使うためにはどのような作業が必要ですか？

- ローカル署名とリモート署名では、必要なシステムの構成や、カードリーダーの数が異なり、追加のシステム改修等が必要になることがあります。
- また、マイナンバーカードで認証してリモート署名を行う場合には、HPKIカードが発行されている方（セカンド証明書のQRコードのみ発行されている方を含む。）は追加で紐付けの手続きが必要になります。
- このため、特に今後新規に導入される場合は、電子カルテシステム等のシステム事業者にご相談しながら、施設の運用にあった署名・認証方式を選択してください。

質問 HPKIカードの発行申請を行うと、QRコードが届きました。何をすればいいですか？

- スマートフォンによる認証でクラウド上の電子証明書でリモート署名を行うための、当該電子証明書とスマートフォンを紐付けるためのQRコードです。HPKIカードの発行に先立ち、届くことがあります。また、マイナポータルから申請を行った場合は、URL等がマイナポータル経由で通知されます。
- このQRコードには有効期限があり、有効期限を過ぎた後に紐付けを行うためには、各認証局への再発行申請が必要となり、時間や費用を要することがあります。
- このため、HPKIカード発行申請等にあたっては、自施設がどの署名・認証方式により電子処方箋を導入するのか（しているのか）を確認し、スマートフォンによる認証でリモート署名を行う方式の場合は、QRコードの到着後、確実にスマートフォンとの紐付けを行ってください。
- 一方、ローカル署名方式での電子署名を行う場合や、HPKIカードまたはマイナンバーカードを利用して認証し、リモート署名を行う場合は、スマートフォンとの紐付けは必須ではありません。
- しかし、今後、署名・認証方式を追加・変更を行う場合や、異動先の施設でスマートフォンによる認証でリモート署名を行う可能性があるため、スマートフォンとの紐付けをご検討ください。
(医事・人事・システム部門の方は、この点を所属の医師等にご案内ください。)

04

電子処方箋の追加機能について

医療機関・薬局の皆さまの更なる利便性向上を目的とし、機能を追加しています

- 電子処方箋は、令和5年1月に運用を開始していますが、その後も、医療機関・薬局の皆さまの更なる利便性向上を目的とし、機能を追加しています。
- 令和5年12月には、リフィル処方箋も電子処方箋管理サービスで取り扱えるようになり、また、マイナンバーカードを活用して電子処方箋に電子署名を付与することができるようになりました。
- 令和6年4月からは、医療扶助対象者が電子処方箋を使えるようになり、訪問診療・オンライン診療等でもマイナンバーカードとの組み合わせで電子処方箋が使いやすくなります。



令和5年12月の追加機能

- ・ リフィル処方箋への対応 (P.37)
- ・ 口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧 (P.38)
- ・ マイナンバーカードを活用した電子署名 (P.39)
- ・ 処方箋ID検索機能 (P.40)



リフィル処方箋、口頭同意、マイナンバーカードを活用した電子署名に関しては、説明動画を作成しています。是非ご覧ください。



令和6年4月以降の追加機能

- ・ 医療扶助対象者への電子処方箋対応 (P.41)
- ・ 訪問診療・オンライン診療等における電子処方箋対応 (P.42)
 - ※ 医療扶助対象者やオンライン診療等を受ける患者についても、マイナンバーカードでの受付と電子処方箋発行・受付を組み合わせられるようになります。
- ・ (薬局のみ) 調剤済み処方箋の保存サービス

追加機能①リフィル処方箋への対応

- リフィル処方箋とは、症状が安定している患者に対して、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に最大3回まで反復利用できる処方箋です。
- 1回の処方で複数回の調剤を受けるリフィル処方箋においても、原本がデータである電子処方箋として発行することで、患者が紙の処方箋を保管する必要がなくなり、紛失リスクが低減します。

リフィル処方箋を電子処方箋で発行することは患者にとってメリットがあります

患者が処方箋をなくすことがない

電子処方箋は処方箋の原本データが電子処方箋管理サービスに保存されるため、患者の、調剤1回毎の**処方箋持参や保管は不要**。

リフィル処方箋の有効期間内に患者が**処方箋を紛失する心配がなくなる**。

電子処方箋対応施設では、薬局から調剤結果がリアルタイム共有され、より安心・安全な医療につながる

電子処方箋に対応した薬局では、処方箋の発行形態に関わらず、リフィル処方箋に基づく**調剤結果を、調剤1回毎に電子処方箋管理サービスに登録**。

医療機関では各回の調剤後、患者の次回受診に先駆けて調剤結果や調剤時の薬剤師のコメントを取得・閲覧できるので、**処方後の患者の状態を把握しやすくなる**。

患者が次回調剤予定日を忘れても、自身でマイナポータルから簡単に確認できる

紙のリフィル処方箋は、薬剤師が紙の処方箋に次回調剤予定日を記入して患者に返却するが、リフィル処方箋を電子処方箋で発行すると、薬剤師は**次回調剤予定日を調剤結果と共に電子処方箋管理サービスに登録**。

患者は、スマートフォンやPCでマイナポータルから**いつでも次回調剤予定日を確認できる**。

電子処方箋でのリフィル処方箋は、医師等による発行も、患者の利用も簡単です



医師・
歯科医師

通常の電子処方箋発行との違いは総調剤回数を入力程度でほとんど作業負担はありません



患者

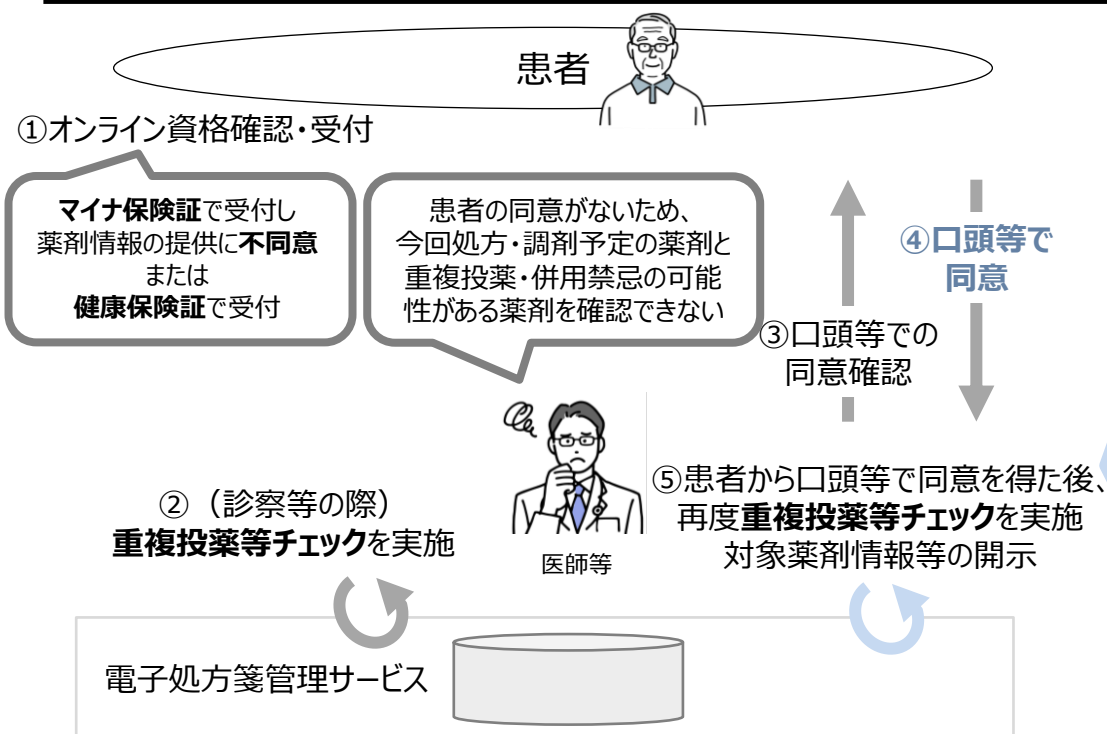
マイナ保険証による受付または被保険者番号等と引換番号を薬局に伝えれば調剤を受けることができます

電子処方箋でのリフィル処方箋においてもマイナンバーカードやマイナポータルを使うことで**引換番号が確認不要**になり、**次回調剤予定日も確認**できるので便利です。

追加機能②口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧

- 従来は、患者がマイナ保険証で受付しても「過去の薬剤情報の提供」に同意しなかった場合、または健康保険証で受付した場合は、重複投薬等チェックで重複投薬・併用禁忌が検知されても、医師等は過去のどの薬剤の関係で重複投薬・併用禁忌となっているのかを確認することができませんでした。
- 患者の医療上の安全性を確保するため、重複投薬等が検知された際、診察室等で患者から口頭で同意を得ることで、今回処方・調剤する薬剤と重複投薬・併用禁忌の可能性のある過去の薬剤に限り、確認できるようになりました。

口頭同意を取得する流れ



Image

チェック結果を確認の上で投薬する場合は、
投薬理由コメントを入力してください。

チェック 結果	メッセージ 内容	処方薬剤	チェック対象薬剤				メッセージ	投薬理由コメント	
			処方薬剤	施設名	処方年月日	調剤年月日			投薬日数・ 投薬回数
電子処方箋	処方重複	薬料「30P」0.67g	3P「h250mg」7錠	療育薬局	2022/06/29	2022/06/29	7日分	前一般性情報で成分が重複しています	
電子処方箋	処方重複	30P-5mg	30P-5mg 7錠	イヤウ薬局	2022/06/27	2022/06/27	7日分	前一般性情報で成分が重複しています	

重複投薬等チェック結果を確認済みです。

OK キャンセル

「過去の薬剤情報の提供」に未・不同意の場合でも、
患者から口頭等で同意を得ることで、**処方・調剤予定の薬剤と
重複投薬・併用禁忌の可能性のある薬剤に限り確認できる。**

※口頭等で同意を得られた際は、医療機関等のシステムにおいて、
口頭同意を取得した旨の記録を残す必要があります

口頭同意ではあくまで重複投薬等が検知された場合のみの確認です。
薬剤情報等を一覧で確認するためにはマイナンバーカードが必要です。

追加機能③マイナンバーカードを活用した電子署名

- 患者に電子処方箋を発行する場合、従来の記名・押印または署名に代わり、電子署名を行う必要がありますが、これまではHPKIカードを使うかスマートフォンにより認証を行う必要がありました。
- 一方で、昨今、マイナンバーカード1枚で医師等が医療サービス提供に必要な認証ができることが求められていること、HPKIカードの供給・発行等が課題となっていることなどを踏まえ、今般、医師等ご自身のマイナンバーカードを活用して電子署名ができるようになりました。

マイナンバーカードを活用した 電子処方箋のメリット

①**自身のマイナンバーカード**でHPKIの仕組みを活用し、医師等としての電子署名ができるようになる

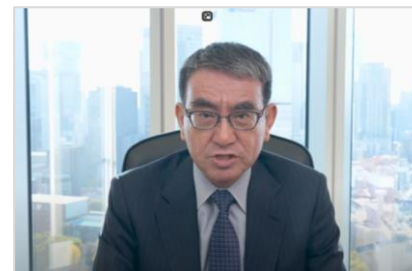
②マイナポータル経由で**オンラインで利用申請**が可能。住民票（写）や身分証のコピー等が不要になる。

③これまでのHPKIカードの発行申請と比較して、利用申請から電子署名が利用できるまでの**時間が短縮**される。

マイナンバーカードを活用した電子署名の利用を推奨しています

今回、マイナンバーカードでの電子署名が可能になるということは、電子処方箋の普及にも繋がっていくと考えています。お医者様には是非マイナポータルから必要な手続きを行っていただいて、電子処方箋の拡大に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。

(デジタル庁 河野大臣記者会見(令和5年12月26日))



追加機能④処方箋ID検索機能

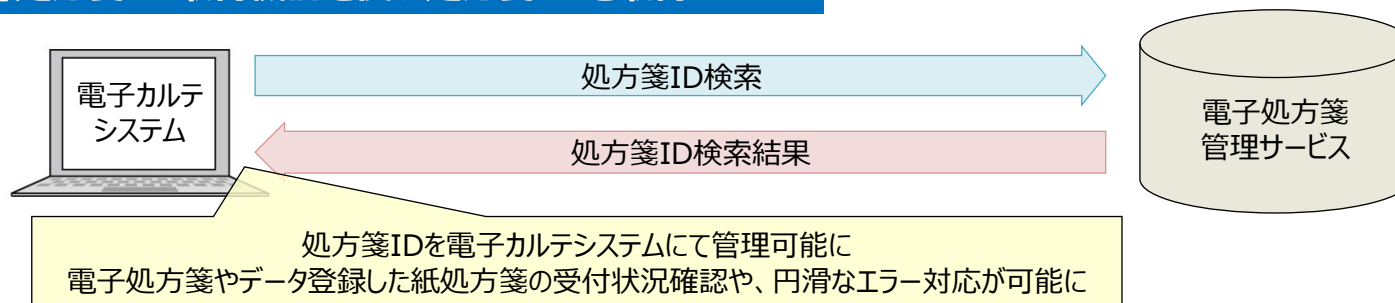
- 被保険者番号や処方箋交付年月日等の情報を検索することで、各処方箋データを特定する番号（処方箋ID※）や当該処方箋の状況（どの薬局で受付中か等）を取得できるようになりました。
- 処方箋データを登録した際、システムエラー等により処方箋IDを含む処方箋登録結果を受信できない場合でも、本機能により処方箋IDを取得することで、エラー対応を円滑に行うことができます。

※処方箋ID：電子処方箋管理サービス上で処方箋を一意に特定するためのID

システムエラー等により処方箋IDが取得できない事象が発生



【改修後】処方箋ID取得機能を使い処方箋IDを取得



追加機能⑤医療扶助対象者への電子処方箋対応

- 生活保護受給者（医療扶助対象者）についてもオンライン資格確認に対応し、医療扶助の資格情報および医療券・調剤券情報をマイナ保険証による受付等で確認できるようになりました。
- これにより、生活保護受給者についても本人の同意があれば過去の診療情報や薬剤情報、健診等情報が閲覧できるほか、今後、電子処方箋を利用し、直近の処方・調剤情報の閲覧ができるようになります。

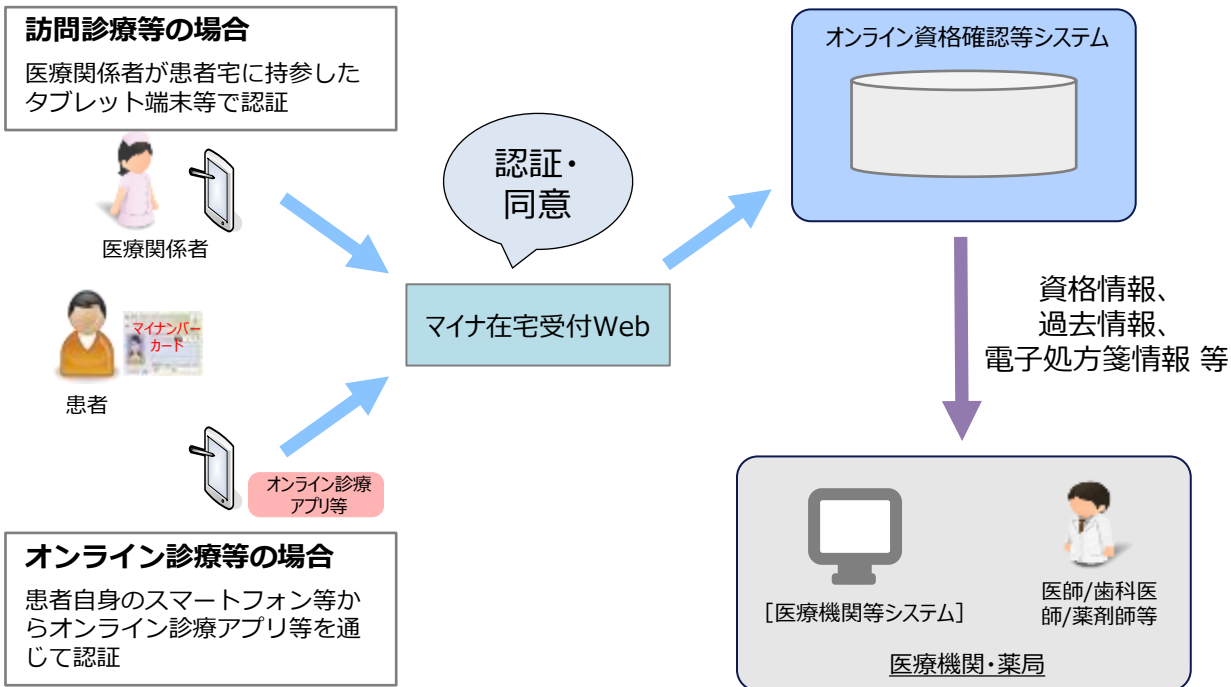
医療扶助のオンライン資格確認への対応で可能になること

		マイナ保険証による受付で、 医療扶助の資格情報や医療券・ 調剤券情報を確認	「過去の薬剤情報の 提供」への同意と閲覧	過去の処方・調剤情報閲覧	電子処方箋の 発行・受付
医療保険の場合		可能	可能	電子処方箋を導入すれば、 直近の処方・調剤情報が 閲覧可能	可能
医療扶助 の場合	これまで	不可	不可	不可	不可
	これから	可能	可能	令和6年4月以降、 電子処方箋を導入すれば、 直近の処方・調剤情報が 閲覧可能	令和6年4月以降 可能

追加機能⑥訪問診療・オンライン診療等における電子処方箋対応

- 従来、訪問診療・オンライン診療等では、施設の顔認証付きカードリーダーが使用できないため、健康保険証での受付しかできませんでしたが、「マイナ在宅受付Web」というサービスの開始に伴い、施設のタブレット端末や患者のスマートフォンを使用しマイナ保険証による受付ができるようになります。
- このサービスでは過去の薬剤情報等閲覧への同意といった顔認証付きリーダーの機能が利用可能です。今後、医療機関における処方箋発行形態の選択や薬局への電子処方箋の提出も可能になります。

マイナ在宅受付Webの利用イメージ



マイナ在宅受付Webの利用で可能になること

患者の自宅等からのマイナ保険証による受付

今後実装予定

「過去の薬剤情報の提供」に同意した際の重複投薬等チェックの結果開示

処方箋の発行形態の選択（医療機関）

調剤対象の電子処方箋の選択（薬局）

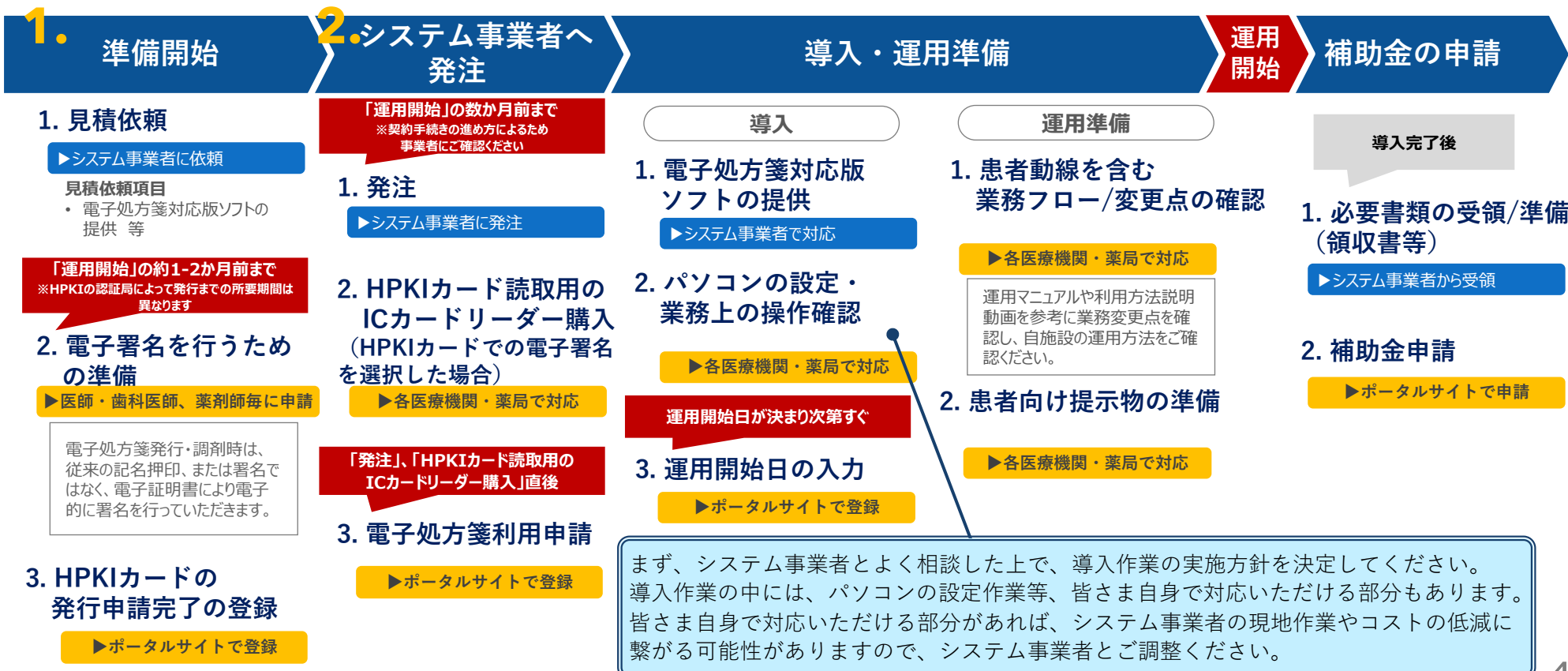
05

まずはシステム事業者へのご連絡をお願いします

導入する方向でシステム事業者との調整を開始してください！

- 電子処方箋を導入するには、電子署名の方式選択、システム事業者への見積依頼、発注、導入作業、運用準備、補助金の申請というようにいくつかのステップがあります。
- 業務に適した電子署名の方法や導入方法等は施設ごとに異なり、準備が必要なものも変わるため、まずは、システム事業者に電子処方箋の導入についてご相談ください。

※電子署名に関する詳細はP.26以降を確認ください



システム事業者の皆さまの準備体制も改善されています

- 電子処方箋の運用開始当初は、「システム事業者が対応していない」といった声を多くいただいていたが、全体的に改善されつつあります。1月末時点で対応できると回答のあった事業者は以下のとおりです。
- ただし、システム事業者の作業要員には限りがあるため、お早めにシステム事業者へご連絡いただきますようお願いいたします。電子処方箋の導入に向けた準備作業の状況（例：電子署名の準備状況等）も併せてお伝えいただくことで、システム事業者との調整がスムーズに進む場合があります。

電子処方箋の導入に対応するシステム事業者

アイテック阪急阪神株式会社	株式会社シグマソリューションズ	株式会社ラボテック
ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社 (旧 富士フイルムヘルスケアシステムズ)	株式会社ズー	株式会社ワイズマン
ウィーメックス株式会社(旧 PHC)	株式会社ソフトウェア・サービス	亀田医療情報株式会社
キヤノンメディカルシステムズ株式会社	株式会社ダイナミクス	三菱電機ITソリューションズ株式会社
ソフトマックス株式会社	株式会社ナイス	東亜システム株式会社
ハイブリッジ株式会社	株式会社ネグジット総研	東邦薬品株式会社
メディカルウイズ株式会社	株式会社ノーザ	日本アイ・ビー・エム株式会社
株式会社EMシステムズ	株式会社ビー・エム・エル	日本電気株式会社 (NEC)
株式会社イーアイクリエイト	株式会社ユニケソフトウェアリサーチ	富士通Japan株式会社
株式会社イーシーエス	株式会社モリタ	
株式会社シーエスアイ	株式会社ユヤマ	

医療機関等向け総合ポータルでも詳細情報、最新情報を公開しています。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010020



上記以外のシステム事業者でも対応できる可能性があります。

まずは施設で利用されている電子カルテシステム等の事業者に電子処方箋を導入したい旨をお伝えください！

準備作業にあたってはセルフチェックリストを活用してください

- 電子処方箋の準備作業中に最低限行うことや、見落としがちなポイント、今後の運用に向けて確認しておくことをとりまとめた「本番切り替え前セルフチェックリスト」を用意しています。
- 準備作業中や、作業完了後に各項目についてひとつずつ内容をチェックし、対応できていることを確認いただくことで、円滑に電子処方箋の運用を開始できます。
- 今後導入される方も作業イメージの把握や、システム事業者との打ち合わせにご利用ください。

本番切り替え前セルフチェックリスト

本番切り替え前セルフチェックリスト (稼働判定確認)			
※セルフチェックリストを開始する前に【本番情報】の記入をお願いします。 セルフチェックリストは、医療機関・薬局にて稼働判定を行います。稼働判定【OK】は医療機関・薬局から実施する業務終了後に実施されます。			
項目	確認事項	確認方法	確認結果
1	医療機関・薬局の業務終了時刻を確認し、本番作業の実施時刻を確認する。	医療機関・薬局の業務終了時刻を確認し、本番作業の実施時刻を確認する。	確認済
2	電子処方箋の導入・運用に関する業務終了時刻を確認する。	電子処方箋の導入・運用に関する業務終了時刻を確認する。	確認済
3	電子処方箋の導入・運用に関する業務終了時刻を確認する。	電子処方箋の導入・運用に関する業務終了時刻を確認する。	確認済
4	電子処方箋の導入・運用に関する業務終了時刻を確認する。	電子処方箋の導入・運用に関する業務終了時刻を確認する。	確認済

チェックリストは医療機関等向け総合ポータルサイトから取得できます

KB0010020

電子処方箋の導入・運用方法

▲ 更新者: 管理者91 • 前 8日前 • 閲覧数: 154902 • ★★★★★

目次

- 電子処方箋の導入に向けた準備作業について
- 電子処方箋導入後の運用について
- 電子処方箋の補助金申請について
- 医療機関・薬局向けのリーフレット
- よくあるお問い合わせ (FAQ)

電子処方箋の導入に向けた準備作業について

- 電子処方箋に対応しているシステム事業者について知りたい方はこちら
 - ・電子処方箋導入対応事業者一覧
- 準備作業について知りたい方はこちら
 - ・【令和5年12月版】電子処方箋追加機能の導入に向けた準備作業の手引き_1.0版
 - ・電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き_1.4版
 - ・運用開始前確認用資料

- ・本番切り替え前セルフチェックリスト(稼働判定確認・医療機関・薬局向け)_2.1版
- ・本番切り替え前セルフチェックリスト(稼働判定確認・医療機関・薬局向け)_2.1版_マクロなし
- ・電子処方箋_運用開始にあたり認識頂きたいポイントと対処例

掲載ページへはこちらから↓

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=k_b_article_view&sysparm_article=KB0010020



国からの補助金とは別に、都道府県が助成を行う場合があります

- 令和6年度は、電子処方箋の導入費用についての補助を拡充し、国から補助するだけでなく、都道府県が第四期医療費適正化計画等を踏まえ導入費用に対して助成を行う場合もありますので、医療機関・薬局の所在地の都道府県の検討状況や交付条件をご確認ください。
- 国と都道府県からの補助・助成を受けた場合、導入費用に対する財政支援全体の割合は、最大で病院が1/2、診療所・薬局が3/4、大手チェーン薬局が1/2となります。
- システム事業者によっては追加機能部分に未対応の場合もありますが、その場合、基本機能部分単独の導入もご検討をお願いします。既に基本機能部分を導入している施設が、追加機能部分を導入した場合は追加機能部分の補助が受けられます。

予算案審議中
(令和6年3月5日現在)

	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
基本機能部分 (従前補助)	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を上限に、その1/3を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を上限に、その1/3を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/2を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/4を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/2を補助
追加機能部分 ※既に基本機能を導入している施設	45.2万円を上限に補助 ※事業額の135.6万円を上限に、その1/3を補助	33.3万円を上限に補助 ※事業額の100万円を上限に、その1/3を補助	12.3万円を上限に補助 ※事業額の24.5万円を上限に、その1/2を補助	6.4万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を上限に、その1/4を補助	12.8万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を上限に、その1/2を補助
基本機能＋追加機能部分	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を上限に、その1/2を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を上限に、その1/4を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を上限に、その1/2を補助
都道府県助成 (医療提供体制推進事業費補助金)	都道府県が環境整備のため医療機関等へ導入費用を助成（国が一部補助） ※都道府県によって助成を行わない場合がありますので、医療機関・薬局の皆さまの所在地の都道府県の検討状況や交付条件をご確認ください。				

助成金と他の補助金を合わせて受け取ることが可能なため、導入費用に対する財政支援全体の割合は最大で
病院：1/2、診療所・薬局（大手除く）：3/4、大手チェーン薬局：1/2 となります！